COTOHA Meeting Assist利用規約【現改比較表】 2021年6月1日現在

~2021年5月31日

2021年6月1日~

(契約者の義務)

第21条 契約者は本条に定める事項を遵守するものとします。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為を行わないこと
- (7) 適用される法令を遵守の上、本サービスにデータを送信すること
- (8) 「外国為替及び外国貿易法」、これに関連する関係法令及び規則等(以下総称して「法令等」といいます。)、米国輸出管理規則(EAR)及びこれに関連する法令等、並びに輸出先の輸出管理に関する法令等に違反しないこと
- (9) 第2条に定める目的以外の本サービスの利用をしないこと
- (10) 本サービスが出力したデータを、直接的又は間接的に機械学習のための学習データとして用いないこと

(契約者の義務)

第21条 契約者は本条に定める事項を遵守するものとします。

(1)~(10) (略)

~2021年5月31日	2021年6月1日~
	(11) 本サービスの一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体若しくはシステムの一部とし
	て、原子力関連装置の直接制御、航空管制若しくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武
	器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
(11) その他、法令、本サービスの契約若しくは公序良俗に反する行為、本サービスその他	(12) その他、法令、本サービスの契約若しくは公序良俗に反する行為、本サービスその他の
のサービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に	サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利
不利益を与える行為をしないこと	益を与える行為をしないこと
(12) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと	(13) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと
2~6 (略)	2~6 (略)
	附則(令和 3 年 5 月25日 A P S 企第00787261号)
	この改訂規約は、令和3年6月1日から実施する。